

# 大阪狭山市への要請内容と回答

## 1. 雇用・労働施策

### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

### (回答)

国の緊急雇用対策事業である「ふるさと雇用再生・緊急雇用創出基金事業」を大阪府と連携して推進するとともに、離職者には「職業訓練スタートガイド」の活用を啓発し、介護・福祉関連事業への就労につながるよう努めているところです。

また近隣市町村と連携して「雇用促進広域連携協議会」を設立し、雇用の確保と創出に向けた事業を推進しております。

### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

### (回答)

就職困難層の人には、特にきめ細やかな相談対応が必要なため、庁内の地域就労・福祉等の担当部署のみならず大阪府や商工会・就労支援関係機関・団体との連携をより一層図って、地域就労支援に取り組んでいきます。その一環として、平成22年2月には大阪府緊急就労・生活相談センターと連携して相談会を実施するなど、求職者の支援と再就職の促進に努めています。

また、母子家庭の母については、母子自立支援事業の利用促進に努めるとともに、関係機関と連携して自立・就業に結びつくよう支援を行っています。

障がい者の就労支援についても、庁内関係部署でつくる連絡会で支援策を検討し、可能な限り授産施設等への官公需の発注（業務委託、物品購入）に努めているほか、一部の事務処理に障がい者を直接雇用したり、国の緊急雇用創出事業において雇用する人材の中に障がい者枠を確保したり、市の指定管理施設の協定時に指定管理者に障がい者雇用を求めたりして、就労の拡大を図っています。また、近隣5市町村等で共同して毎年障がい者雇用推進フォーラムを開き、事業主等を対象に障がい者就労促進のための啓発をしています。

また、仕事と共に住居をなくした方々に対しては、国の緊急雇用対策として平成21年10月に創

設された住宅手当緊急特別措置事業に取り組み、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をハローワークや社会福祉協議会と連携し実施しているほか、短期間での就労が困難な方には生活保護の相談にも対応し、生活の安定と自立支援に努めています。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働基準法など労働法規の施行・改正があった場合には、その概要を市の広報誌に掲載して広く市民に周知するとともに、商工会を通じ事業主等に対しても法令順守の徹底を図るよう指導を行っております。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度の導入について、制度構築は本市の業務発注規模などの実態からみて実施困難と考えています。

なお、市の実施する事業のうち、障がい者や障がい者団体等へ委託可能な業務等を検討するため「行政の福祉化推進会議」を設置し、行政の福祉化を加味した業務発注を行っています。

労働条件等については、労働基準法をはじめ関係法令が整備されているなかで、基本的には公契約の法整備が必要であり、国の動向を見守りたいと考えています。また、労働条件等についても引き続き指導していきます。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「大阪狭山市男女共同参画推進条例」の基本理念において、社会における活動の自由な選択や家庭生活と他の活動の両立などを掲げ、この理念に基づいて、市・市民・市民公益活動団体・事業者にも男女共同参画の推進に努めることを求めています。今後も、この条例と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨の周知・徹底に努めます。また、これらが実現できるための手法について、市民・市民公益活動団体・事業者・商工会及び労働関係機関などにも協力を求めながら、関連する諸施策の推進に努めます。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

地域産業の支援につながる活性化方策を引き続き検討していきます。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市は大阪府の「府内投資促進補助金」の交付対象地域の指定を受けており、企業流出の防止に努めております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

地域の実情に沿った中小・地場企業の支援策として、商工会や近隣市とともに「南河内南部地域商業・観光連携推進会議」を設置して地場産業の活性化を図り、実効性のある取り組みを広域的に展開していく予定です。また、地元企業育成の観点から今後も優先発注に努めます。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライ

ン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市では、建設工事の契約時(下請金額が3,000万円以上)において、施工体制台帳の写しの提出により下請け状況の確認を行っています。受注事業者には今後も、中小企業の公正取引の確立に向けて下請二法等の遵守を指導していきます。また、下請取引の適正化に向け商工会や関係機関と連携しながら、下請代金支払遅延等防止法・下請中小企業振興法を遵守するよう周知徹底を図っていきます。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度から21年度までの5ヶ年の計画として各年度の目標を掲げた「大阪狭山市行財政改革施策別計画」及び「大阪狭山市集中改革プラン」を策定し行財政改革に取り組むとともに、毎年度大阪狭山市行財政改革評価委員会において評価をいただき公表しているところです。今後策定する平成22年度からの新たな計画につきましても、引き続き取り組み内容や評価結果を公開していきます。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

平成22年4月1日から市町村の憲法といわれる「大阪狭山市自治基本条例」を施行しますが、その中で市民等との連携をより深めた行政運営の推進に関し規定しています。この条例をベースに市民やNPO等との連携がより深まるよう努めていきます。また平成20年7月から、全市民特に地域組織やNPO等に、「新しいまちづくり制度」として中学校区を単位にその地域内で様々なテーマに基づき活動する団体等が自主的に集まり、地域内における課題やまちづくりに関する議論と合意により市に予算を提案することができる「大阪狭山市まちづくり円卓会議」の設置を呼びかけています。その結果、市民自治の確立に向けた市民と行政との協働によるまちづくりが進んでおり、今後も引き続き双方向の連携の強化を図っていきます。

## (3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

## (一括回答)

(3) について、市民の視点に立った行政サービスの向上を図り地域の問題を地域自らで決定するためには、基礎自治体の行政権能を拡充することが必要であり、市民に身近な総合行政主体を構築するため、本市では権限移譲を積極的に受け入れていきます。受け入れにあたっては、本市のまちづくりとの整合や費用対効果などの効率性などに留意し、広域連携の手法も含めて検討していきます。

## (4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

## (回答)

真の地方分権を確立するための地方財政基盤の充実強化に向けて、国と地方の事務配分を踏まえ、さらなる税源移譲を行い地方税財源の充実確保をされるよう、大阪府を通じ、国に対し引き続き強く要望していきます。

## (5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

## (回答)

本市では、総合計画の実施計画あるいは部の運営方針に掲げられた主要事業の進捗状況や成果について毎年度評価を行い、ホームページで公開しているところです。また、現在「総合計画」の策定を進めていますが、「総合計画」に掲げられた施策や事業の進行管理及び成果に関する評価を行いその結果を公開するとともに、外部評価の視点を取り入れた改善に努めていきます。

## 4. 福祉・医療施策

### (1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

### (回答)

地域医療連携体制の構築につきましては、大阪府と連携し、南河内医療圏域の中で取り組みを進めてまいります。また、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策に係る財政措置については、市単独での取り組みは困難であることから、大阪府市長会を通じ国・府に対し要望してまいります。

### (2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

### (回答)

平成22年1月から認知症疾患医療センター(大阪さやま病院)と連携を図り、認知症高齢者の施策充実のため地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に取り組むとともに、認知症連携担当者を中心に介護サービス従事者の質の向上や人材育成を図るため研修を実施しています。また、平成22年度には国の緊急雇用創出事業を活用し、福祉人材の育成を図ります。

### (3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

### (回答)

障がい福祉サービスについては、利用者の実情に合わせて支給量の決定等を行っており、今後も利用者本位のサービス提供に努めてまいります。また、福祉サービス制度の拡充については、大阪府市長会を通じ国・府に要望してまいります。

## (4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

## (回答)

中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を図ることは、市として非常に困難であると思われる。メンタルヘルスについて相談できる専門機関をホームページ等で紹介するなど、市としてできる範囲の取り組みを進めていきます。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

## (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

## (回答)

現在、「次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」の策定作業を進めています。今後は大阪府と連携しながら、当該計画に基づき保育をはじめとした子育て支援施策の充実を図るとともに、市民・団体・企業と一体となって「子育てにやさしいまちづくり」を積極的に進めます。

## (2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

## (回答)

学校内の安全管理については今後も地域・学校・行政が一体となり、子どもの安全対策に努めます。

## (3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身

につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生におきましては、大阪府の方針のもと35人学級を実施していますが、今後ともこの状況については維持したいと考えています。また、他の学年へ拡充することについては、現在国・府に対して要望しています。

平成21年度本市の保育・教育指針において、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開し、自らの生き方についての夢や希望を育み、自信や有用感をもつことができるよう指導することを明記しており、現在その充実に努めています。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本市におきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、就学援助事業を実施しています。また、同様に、高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程に在学する者で、経済的な理由のため就学困難な場合には育英金の貸付も行っており、今後も支援を継続するよう考えています。就学の支援につきましては国の動向を注視し、適宜必要な要望をしていきます。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、児童虐待に係る相談窓口体制の強化を図るとともに、大阪府の機関・警察・学校・医師会・民生委員児童委員協議会など様々な機関による子どもネットワーク協議会を平成18年に設置し、児童虐待問題に取り組んでいます。今後もネットワークの機能強化に努め、市全体で子どもを見守る活動を展開していきます。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及

啓発を行うこと。

(回答)

「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の基本理念において、女性に対するあらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会の実現を掲げ、重点施策として支援体制づくりや広報・啓発活動を進めるとしています。

そこで配偶者による暴力行為についても、当該計画の趣旨に基づき、配偶者暴力防止法をはじめ人権に係る法制度の周知啓発について様々な機会を捉えて取り組みを進めています。また、相談窓口の周知についても、すでに、福祉施設や民間医療機関等にパンフレットやチラシを置いていただくなど協力をいただいています。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」で推進状況の進行管理を行うとしており、市長を本部長とする大阪狭山市男女共同参画推進本部で毎年進捗状況を調査し、プランの推進に努めています。

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では、平成20年度に新たに環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・取得を行い、市域の事業所の1つとして、温室効果ガスの低減に努めているところです。また、平成21年度からは市内事業者にも「エコアクション21」の認証・取得を働きかけており、市域の環境負荷の低減に向けて取り組んでいるところです。今後は、市内事業者には引き続き「エコアクション21」の認証・取得を促進するとともに、一般家庭における温室効果ガスの低減に向けた啓発活動を推進していきます。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充

実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

（回答）

本市では現在8種（燃えるごみ・粗大ごみ・ビンカン・ペットボトル・発泡スチロールトレイ・牛乳パック・その他プラスチック（モデル地区のみ）・金属類）の分別収集を実施しており、これに伴うリサイクル率（資源化処理量/回収量）は21.6%です。今後ごみ減量化・分別収集の徹底・環境リサイクルの施策を充実させ、循環型社会の形成に寄与していくよう考えています。また、食料廃棄物の堆肥化によるリサイクル推進のため、コンポストやEMボカシ容器の無償貸与、電気式生ごみ処理機の購入補助などの施策を講じており、今後も継続していきます。

（3）（災害対策・耐震対策の拡充）

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

（回答）

災害時用の備蓄食糧については、定期的に点検のうえ整備を行っており、防災訓練は毎年市民参加・体験型訓練を中心に実施し、多くの市民に参加していただいています。また、避難場所については、現在小中学校や体育館施設等を指定していますが、市内に避難場所案内板を設置するとともに、指定施設以外にも民間事業者との応援協定により避難場所の確保に努めています。緊急医療体制については、大阪府や市内の医療機関・医師会等と連携を図って整備を進めています。

（3） - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

（回答）

学校施設の耐震化の推進については最優先施策として取り組んでいるところであり、可能な限り早期完了をめざします。また、既存民間建築物の耐震診断補助制度は平成9年度から実施しており、平成19年度には木造住宅の耐震診断補助制度を拡充しています。木造住宅の耐震改修補助制度についても平成21年度から実施しています。両制度とも国・府・市が一体で実施している制度であり、今後も様々な機会を通して市民に分かりやすく周知していきたいと考えています。

（4）（治安対策の向上）

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、

安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

（回答）

平成17年度に地域における活力の向上をめざし、市民との協働による安全なまちづくりを推進するための補助制度（大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金）を制定しました。これは、地域組織である自治会等が行う防犯活動や防犯資機材整備等に関する事業を対象に補助金を交付する制度で、これまで数多くの地域組織に活用いただいています。また、平成17年9月1日からは金剛駅西口に公設市民運営型の地域防犯ステーションを設置し、市民で構成された防犯ボランティア団体が年間を通し、おおむね午前9時から午後10時まで交替で常駐しています。

さらに、平成20年2月からは小学校の余裕教室などの活用により、小学校区地域防犯ステーションを学校内に設置し、学校と地域の安全を守る取り組みに関する呼びかけを自治会代表・防犯支部代表・青少年健全育成関係団体代表など校区におけるすべての関係者を中心に行っています。現在、5つの校区内で、子どもの見守り活動に力点を置いた取り組みが進んでいます。平成22年度までには、7校すべての小学校において、ステーション運営を行う組織の立ち上げにつながるよう引き続き支援をしていきます。

また、子どもの安全確保については、現在各地域において自主的に子どもの安全見守り活動に取り組んでいただいております。引き続き環境整備に努めます。

(5)（街づくりの強化）

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

（回答）

バリアフリーにつきましては、「金剛駅周辺交通バリアフリー基本構想」（平成14年11月）「狭山駅周辺地区交通等バリアフリー基本構想」（平成20年3月）を策定し、バリアフリー化を進めてきており、大阪狭山市駅では平成20年度に安全な踏切とするため、歩車分離を図り拡幅いたしました。市内の道路につきましては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき道路の段差解消や舗装改修事業を積極的に進めております。

公共交通機関につきましては、市内循環バスを平成13年からバリアフリーにも配慮した低床バスを導入し運行しており、市民の方々の移動の円滑化に努めています。また、利用者へのアンケート等により得られた意向を踏まえ、さらなる利用拡充を進めるためルート・ダイヤ改正を随時

実施しています。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者を迅速・効果的に救済するための法整備が急務と考えていますので、府内市町村と連携して制度の制定を国に働きかけます。人権啓発活動については、府や大阪人権行政推進協議会など関係機関とも連携して、積極的に取り組みます。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

昭和60年7月に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、非核平和理念の市民への浸透に努めています。さらに、戦争の悲惨さ平和の尊さを次世代につなげていくために、戦争体験談の発行や「平和を考える市民のつどい」の開催などを毎年行っています。今後も、このような取り組みをより積極的に展開します。